

第13回中学生海外派遣団帰国



8月20日(火)から28日(水)までの9日間、東秩父村中学生海外派遣事業で、東秩父中学校の2年生12名と引率の指導員3名の計15名が、国際交流と海外での異文化を体験するため、ニュージーランドを訪問しました。

20日に成田空港を出発した派遣団員は21日早朝にオークランドに到着後、専用バスで世界的にも珍しい「土ぼたる」が見学できるワイトモに向いました。生徒たちは神秘的な光景に驚いていた様子でした。

翌22日には、ワイマング火山渓谷でネイチャーガイドと歩き、ニュージーランドの火山・地熱活動・植生等を学びました。見学後オークランドに向い、その途中、ロングランズ酪農ファームに立ち寄り、放牧牛にふれあい、搾乳の様子も見学しました。

23日から26日の4日間はオークランド市マヌカウ地区にあるホーウィツクインターミディエイトスクールでの歓迎式と文化交流、バディ(学校と一緒に行動する生徒)とともに、それぞれの教室で授業に参加、そしてホームステイを体験するという、期待と不安の日々を過ごしました。

歓迎式では歌と踊りでの盛大な歓迎を受け、こちらからは、リコーダーによる演奏と合唱を行いました。また、男子は空手演舞を、女子はダンスを披露し、さらに、手作りの和紙コマや和紙トンボで、さらに相互交流を深めることができました。

23日、26日授業体験では、各団員が積極的にコミュニケーションを図り、有意義な時間となったようです。

24日、25日はそれぞれのホストファミリーと休

日を過ごし、団員は家族の一員として、英語や身振り手振りや家族とのコミュニケーションを図るなど貴重な体験をしました。

27日は、団員の班別自主研修です。各班で事前に計画したオークランド市内の施設コースをリンクバスという公共バスを利用して見学し、思い出に残る一日となりました。

村ではこの海外派遣での体験が、参加者自身の今後の学校生活や将来の進路を考えるうえで、大いに役立つことを期待しています。



税務課からのお知らせ



○住民税の申告に関する豆知識

前年の収入が給与収入のみの方、年金収入(400万円以下)のみの方は住民税の申告は不要です

・前年の収入(平成26年度の申告なら平成25年中の収入)が、給与収入のみの方、公的年金等の年金収入(400万円以下)のみの方は住民税の申告は不要となっています(地方税法317条の2ただし書き)。支払者より給与(年金)の支払報告書が役場に提出されていますのでそちらを元に住民税を課税します。

※ただし、農業、不動産所得等の給与年金以外の収入のある方、所得税が源泉徴収されている方で、医療費控除等の控除を受ける方は申告が必要です。

今年度より申告会場が変更となります。詳しくは別紙「申告会場の変更のお知らせ」をご覧ください。

○延滞金の計算が始まります

東秩父村では納期限を過ぎた税金に対して延滞金を加算しておりませんでした。納期限内に納めた方との公平性を図るため、平成26年度から課税する税金に対して延滞金を加算します。

なお、平成25年度以前に課税した税金につきましては、これまでどおり延滞金の加算はありません。

※延滞金の計算方法

平成26年1月1日より延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、「特例基準割合に、年1%を加算した割合」で計算します。

問合せ 税務課 ☎ 82-1224